

東吾妻町重層的支援体制整備事業実施計画

『ささえ愛つながり愛』みんなの福祉サポート事業
～「みんな幸せ 元気な声と笑顔があふれるまち 東吾妻」の実現を目指して～
(令和8年度)



東吾妻町マスコット「水仙ちゃん」

令和8年3月



東吾妻町

目次

はじめに	2
I 重層的支援体制整備事業の概要	2
II 計画の位置づけ	2
III 計画期間	3
IV 重層的支援体制整備事業の推進体制	4
V 重層的支援体制整備事業の実施内容	5
1. 包括的相談支援事業	5
2. 参加支援事業	9
3. 地域づくり事業	9
4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	12
5. 多機関協働事業	13
VI 会議体の設置・運営	13
VII 連携体制の構築	14
VIII 評価	15

はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域コミュニティ機能が変化する中、令和3年4月改正社会福祉法において重層的支援体制整備事業が創設されました。

これまでの社会保障制度は、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の分野別に専門的な支援を充実させてきましたが、近年は8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり等地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では解決することが難しい狭間のニーズを抱える事例が増加しています。

本町では、東吾妻町地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）において、「みんな幸せ 元気な声と笑顔があふれるまち 東吾妻」をスローガンに、地域で誰もが生きがいをもち、暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、地域、行政、関係機関等が協力し、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしています。

I 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱に、円滑な実施と相互作用による効果を高めるため、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施するものです。

本町においても、この事業の取り組みを通じて、横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指していきます。

II 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5）

東吾妻町地域福祉計画・地域福祉活動計画を上位計画とし、その基本理念である「みんな幸せ 元気な声と笑顔があふれるまち 東吾妻」を受け、実現に向け策定する『「ささえ愛つながり愛」みんなの福祉サポート事業』となります。高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、自殺対策推進計画との整合性を図り推進します。

総合計画

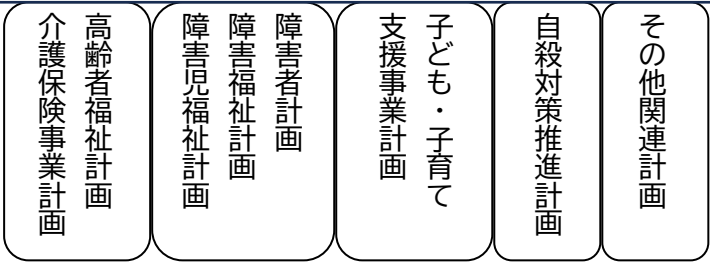


地域福祉計画・地域福祉活動計画

【成年後見制度利用促進計画】

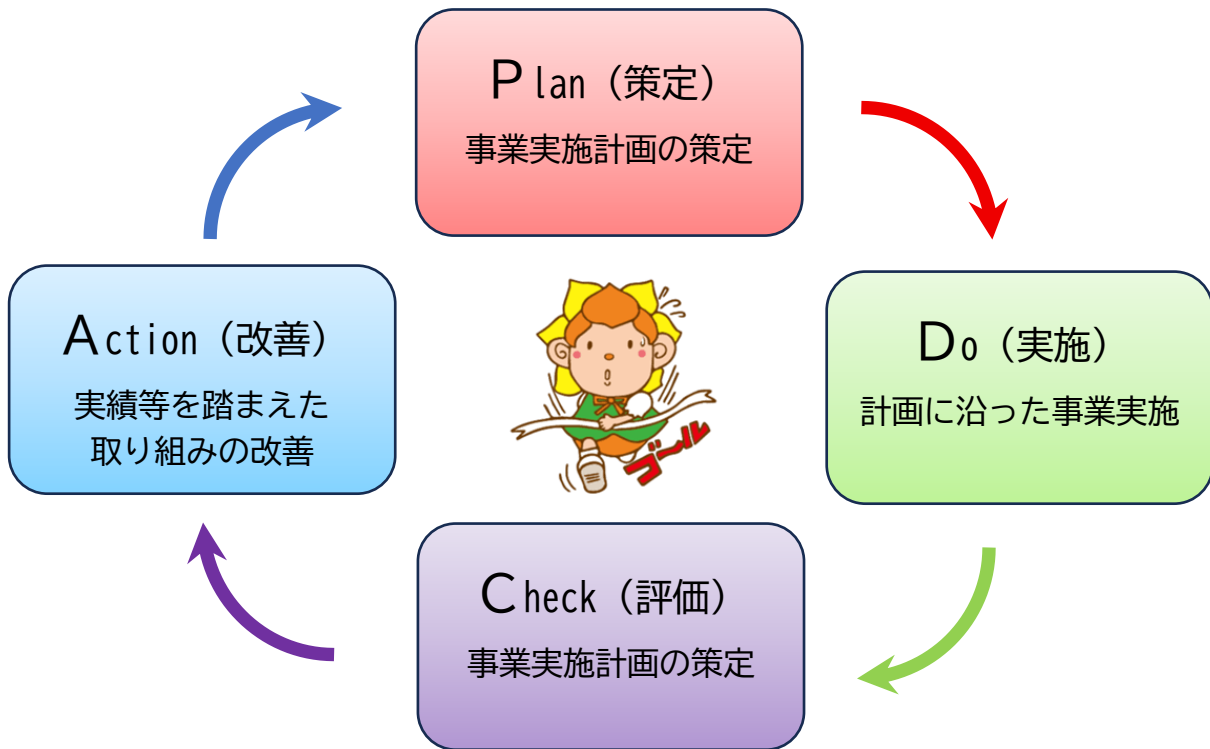
【再犯防止推進計画】

重層的支援体制整備事業実施計画



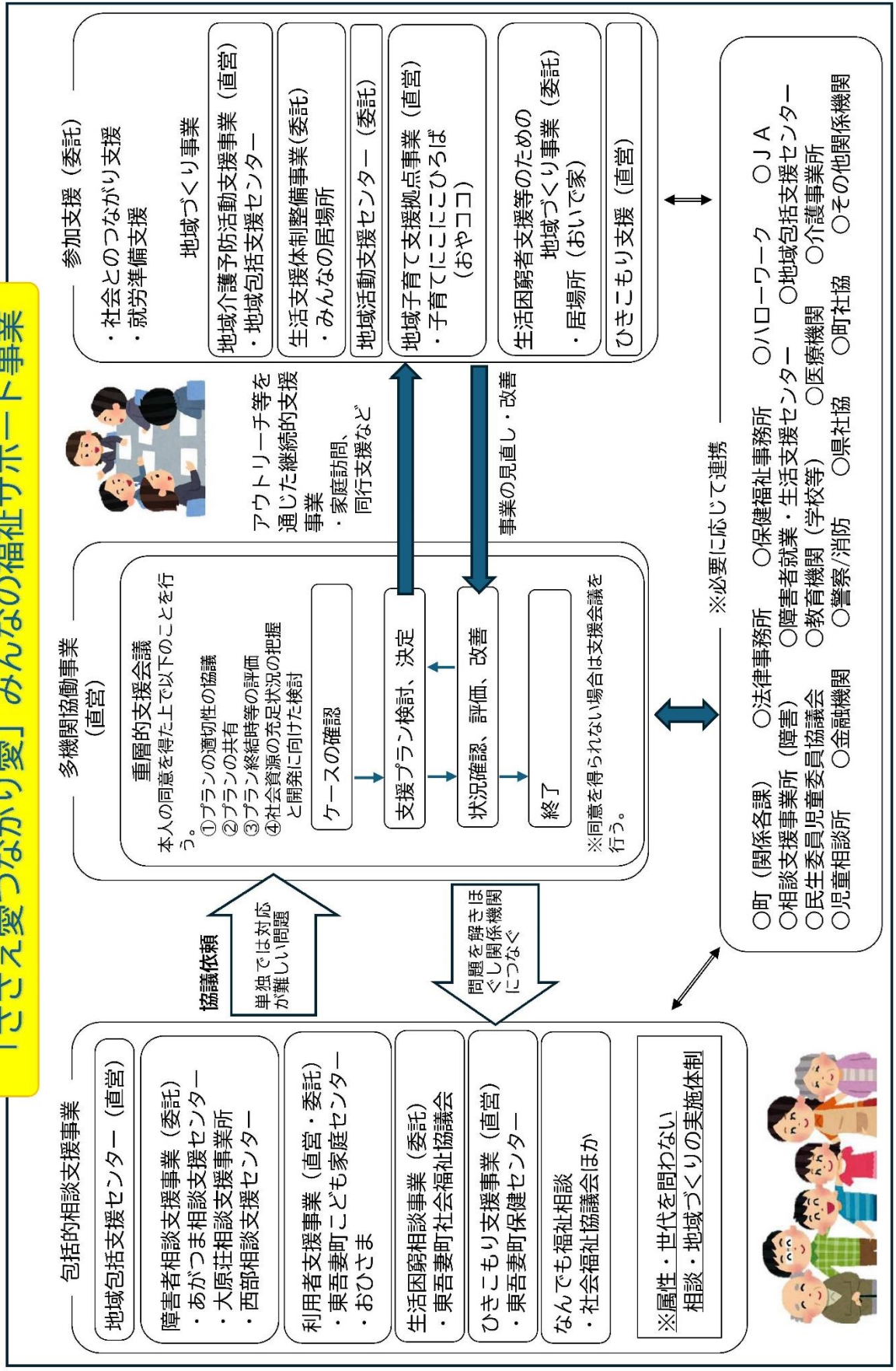
Ⅲ 計画の期間

計画期間は5年とし、毎年評価を行いながらP D C Aサイクルにより計画の見直しを図っていくこととします。ただし、地域福祉計画・地域福祉活動計画との実施期間（令和4年度～令和8年度）を調整するため、初年度のみ1年間（令和8年度）とします。



IV 重層的支援体制整備事業の推進体制

「させえ愛つながり愛」みんなの福祉サポート事業



V 重層的支援体制整備事業の実施内容

1. 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う取組です。単独の分野では解決が難しい場合は、地域の支援関係機関と連携を図りながら適切な支援機関へのつなぎを行います。

（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）【介護】

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、介護支援専門員、社会福祉士、保健師が配置され、専門性を生かし関係機関との連携を図りながら相談支援や権利擁護等の業務を行います。地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、ネットワークの構築とともに高齢者の実態把握・相談・適切な支援へのつなぎを行います。

担当部署	保健福祉課
実施方式	直営
名称	東吾妻町地域包括支援センター
設置箇所数	1箇所
人員配置	介護支援専門員1名、社会福祉士1名、保健師1名
支援対象者	65歳以上の高齢者等
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント



(2) 相談支援事業 【障害】

障害のある人、その保護者又は介護を行う者からの相談対応及び支援、関係機関との連絡調整等必要な援助を行い、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援関係機関と連携や協働を図りながら必要な支援を行います。

担当部署	保健福祉課
実施方式	委託 *圏域町村委託
名称	あがつま相談支援センター（基幹相談支援センター） 大原荘相談支援事業所 西部相談支援センター
設置箇所数	3箇所
人員配置	主任相談支援専門員2名（社会福祉士2名） 相談支援専門員4名（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士）
支援対象者	障害等のある人及びその家族等
事業内容	一般相談支援、特定相談支援、権利擁護 基幹相談支援センターの運営、虐待防止センターの運営 障害児及び家族への相談支援

(3) 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）【子ども・子育て】

こども及びその保護者等、または妊婦が身近な場所で、教育・保育・保健その他地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

《 基本型 》

担当部署	保健福祉課
実施方式	委託（東吾妻町社会福祉協議会）
名称	おひさま
設置箇所数	1箇所
人員配置	利用者支援専門員・保育士ほか
支援対象者	全てのこども、その保護者・家庭
事業内容	子育てに関する相談、援助の実施 こども家庭センターとの連携 地域の子育て関連情報の提供等の実施

《 こども家庭センター型 》

担当部署	保健福祉課
実施方式	直営
名称	東吾妻町こども家庭センター
設置箇所数	1箇所
人員配置	保健師・児童福祉担当者・統括支援員ほか
支援対象者	妊産婦及び乳幼児とその保護者、全てのこどもと家庭
事業内容	保健師等の専門スタッフによる妊娠・出産・育児に関する相談 子育て支援事業サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整 支援プランの作成 虐待への予防的対応から個々の家庭支援 (虐待を受けている子ども、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の実情の把握、情報共有、関係機関との支援の総合調整等)

(4) 相談事業（福祉事務所未設置町村による相談事業）【生活困窮】

生活困窮者等からの複合的な相談に一時的に応じ、必要な情報提供及び助言、自立相談支援事業の利用勧奨、他制度や他機関の紹介、その他必要な援助を行います。

また、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講じます。

自ら相談に訪れることが困難な者もあることから、自立相談支援機関と連携しアウトリーチを含めた対応に努めます。

担当部署	保健福祉課
実施方式	委託
名称	東吾妻町社会福祉協議会
設置箇所数	1箇所
人員配置	相談員1名
支援対象者	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者 相談者の属性や世代を問わず、生活課題を抱える地域住民及びその世帯
事業内容	生活困窮者に対する包括的相談支援、必要な情報提供及び助言 県保健福祉事務所含む他機関との連絡調整 自立相談支援事業利用勧奨、訪問支援や声かけ、食糧支援等

(5) ひきこもり支援、孤独・孤立対策、自殺対策

ひきこもりの状態等にある本人が、家族等からの相談に対応するために相談窓口の設置と早期の支援体制を整え、孤独・孤立の視点で人と人との緩やかな「つながり」を築いていきます。

困った時の相談窓口の周知と、状況を踏まえた関係性の構築、本人の希望に沿った社会資源情報の提供を行います。併せて、各種サポーター養成等担い手の拡大に取り組みます。

支援については、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「参加支援事業」の事業者、医療や福祉、就労、教育等の関係機関と連携して行います。

担当部署	保健福祉課
実施方式	直営
名称	東吾妻町保健センター
設置箇所数	1箇所
人員配置	保健師
支援対象者	ひきこもりの状態にある本人及びその家族等全ての町民
事業内容	包括的相談支援体制の整備、必要な情報提供、関係機関との連絡調整 つながりサポーター・ひきこもりサポーター・ゲートキーパー養成等

(6) 群馬県ふくし総合相談支援事業（なんでも福祉相談）

総合相談支援機能を中心に、分野を問わず地域の福祉課題や生活課題に関する様々な相談を包括的に受け止めます。

必要に応じて関係機関とのネットワークを活用し、適切な支援先につなぐとともに、課題解決に向けた支援に取り組みます。

担当部署	群馬県社会福祉協議会
名称	東吾妻町社会福祉協議会・愛星会 やまばと・オリジンの村 大原荘
設置箇所数	3箇所
人員配置	なんでも福祉相談員(社会福祉協議会2名・愛星会1名・オリジンの村1名)
支援対象者	生活上の困り事を持つ人
事業内容	総合相談支援、事業関係者間の連携・協働 地域ネットワーク体制づくり等

2. 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

本人やその世帯のニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、ひきこもりや既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源と調整し、社会とのつながりづくりに向けて支援を行います。

また、ひきこもり状態にある人への支援については、就労等だけではなく幅広く社会参加を促すための属性を問わない居場所の提供等に取り組みます。

実施体制は、社会福祉協議会に委託し、マッチング後のフォローアップ等の支援を行います。

3. 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野において実施する地域づくりに向けた支援を活かし、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備、運営（R7年10月23日開設「おいで家」）等を行います。

また、個別の活動や人をコーディネートし、交流・参加・学びの機会等、多様な地域活動が生まれやすい環境づくりに努めます。

（1）地域介護予防活動支援事業【介護】

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動支援を行います。将来的には誰でも一緒に参加することができる介護予防活動の地域展開を目指します。併せて、フレイル予防サポーターの養成等の人材育成や地域活動組織の育成活動を実施します。

また、活動や支援を通じて生活課題を受け止めた場合は、適切な支援機関へのつなぎ等必要な支援を行います。

担当部署	保健福祉課
実施方式	直営
名称	東吾妻町地域包括支援センター
設置箇所数	1箇所
人員配置	介護支援専門員1名・社会福祉士1名・保健師1名
支援対象者	主として活動的な状態にある高齢者及び団体 介護予防に資する活動をしている町民
事業内容	フレイル予防サポーターの養成及び研修指導 認知症サポーター養成及び認知症カフェ(カフェすいせん)運営支援 各種介護予防教室の開催 ふれあい・いきいきサロンの活動支援 ほか

(2) 生活支援体制整備事業【介護】

地域の資源開発やネットワーク構築に向け、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置と協議体(地域づくりに向けた情報交換の場)の設置を行い、元気な高齢者等多世代の地域住民が担い手として参加できる多様な主体間の情報共有及び連携・協働による地域の支え合い体制づくりを推進します。

担当部署	保健福祉課
実施方式	委託
名称	東吾妻町社会福祉協議会
設置箇所数	1箇所(第1層協議体)、5箇所(第2層協議体)
人員配置	生活支援コーディネーター1名
支援対象者	町民
事業内容	生活支援サービスの充実、高齢者の社会参加の促進 ボランティア等による生活支援の担い手の養成・発掘 地域資源の開発やマッチングの実施、地域の見守り体制の構築 身近な居場所(みんなの居場所)づくりの支援

(3) 地域活動支援センター機能強化事業【障害】

障害のある人等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動を行う機会の提供及び社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行い、地域生活を支援します。

担当部署	保健福祉課
実施方式	委託 (中之条町・高山村・東吾妻町)
名称	ひがしあがつま地域活動支援センター
設置箇所数	1箇所
人員配置	職業指導員2名
支援対象者	東吾妻町に居住する満15歳以上の療育手帳及び身体障害者手帳所持者並びに中之条町及び高山村から委託を受けた者
事業内容	日常生活訓練、機能回復訓練、創作及び生産活動 社会との交流促進等を実施

(4) 地域子育て支援拠点事業【子ども・子育て】＜児童福祉法＞

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流促進や子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行います。

担当部署	学校教育課 *こども家庭センターと連携
実施方式	直営
名称	子育て「にこにこひろば」
設置箇所数	1箇所
人員配置	保育士2名
支援対象者	乳幼児をもつ親子
事業内容	子育て親子の交流する場の提供と交流の促進 子育てに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【生活困窮】

地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて地域における共助の取組の活性化を図ります。

地域住民が属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場の設置・運営に努めます。

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行います。

担当部署	保健福祉課
実施方式	委託
名称	東吾妻町社会福祉協議会
設置箇所数	1箇所
人員配置	相談員1名
支援対象者	町民
事業内容	地域住民のニーズ・生活課題の把握 住民主体の活動支援・情報発信等 地域コミュニティを形成する居場所づくり（居場所「おいで家」の運営） 多様な関係機関との情報共有及び協働体制構築のためのネットワーク会議等の開催

(6) ひきこもり支援、孤独・孤立対策、自殺対策

ひきこもりの状態にある人が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりに取り組みます。人と人との「つながり」を実感できる居場所を整備し、地域社会からの孤立を防ぎ、多様な活躍の機会と役割を生み出せるよう支援します。

また、つながりサポーター、ゲートキーパー等の人材を育成し、地域全体でひきこもりや孤独・孤立対策、自殺や自殺対策に関する正しい理解を深めていきます。

支援については、本人の希望に沿った社会資源の情報提供を行い、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「参加支援事業」の事業者と連携し、医療や福祉、就労、教育支援を行います。家族同士の交流機会を提供する等、家族支援についても進めていきます。

担当部署	保健福祉課
実施方式	直営
名称	東吾妻町保健センター
設置箇所数	1箇所
人員配置	保健師
支援対象者	ひきこもり状態にある本人及びその家族等全ての町民
事業内容	地域コミュニティを形成する居場所づくり（困窮分野と連携） 包括的相談支援、必要な情報提供、関係機関との連絡調整 人材育成（つながりサポーター、ひきこもりサポーター・ゲートキーパー）

4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えながら支援が届いていない人や潜在的ニーズを抱える人に関する情報を把握し、本人に対する丁寧な働きかけにより信頼関係の構築を目指します。対象者把握に向け、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの構築等、幅広い情報収集の取組も併せて行います。

支援対象者に対しては、関係性構築のための方針を「事前調整」で検討し、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」などを行います。

また、長期にわたるひきこもりの状態にある場合など、信頼関係の構築が難しい場合、支援会議等で情報共有を図りながら支援に努めます。

実施体制は、社会福祉協議会に委託し、町と連携して行います。

5. 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業であり、事業体制の中核として関係者の連携の円滑化を進め、包括的な支援体制の構築を支援します。

包括的相談支援事業で受け止めた複合化・複雑化した相談が単独の支援機関では対応が難しい場合、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野、孤独・孤立対策等の支援関係機関と調整し、支援会議や重層的支援会議において課題の解きほぐしや支援の方向性・役割分担を整理した支援プランを作成します。

実施体制は、町が中心となり、社会福祉協議会と連携し行います。

VI 会議体の設置・運営（法第106条の6）

多機関協働事業において受け止めた相談については、下記の会議を適宜開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性・役割分担の整理等を行い支援プランの作成を行います。

1. 重層的支援会議

包括的相談支援事業で「本人の同意を得たケース」については、「支援プラン」を共有し、適切性に関する協議、終結評価を行います。

対応の主体は各分野の相談機関であり、会議への参加を通じて支援のノウハウや経験を機関内で共有し、対応力向上につなげます。

2. 支援会議

関係機関が把握している複雑化・複合化した課題が疑われるケースや本人の同意が得られず支援体制の整備が進まないケース等について、守秘義務をかけて情報共有や支援に係る各関係機関の対応の在り方など早期の支援体制の検討を行います。

VII 連携体制の構築

重層的支援体制整備事業の事業全体の調整、各事業の進捗状況の確認、評価等を行うとともに、各分野の地域課題を共有し、不足する社会資源の開発等施策の方向性を協議するため、次の会議を設置します。

1. 相談支援事業担当者会議

構成員：介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、孤独・孤立対策、自殺対策分野の相談事業担当者等

開催頻度：3ヶ月に1回

2. 地域づくり支援事業担当者会議

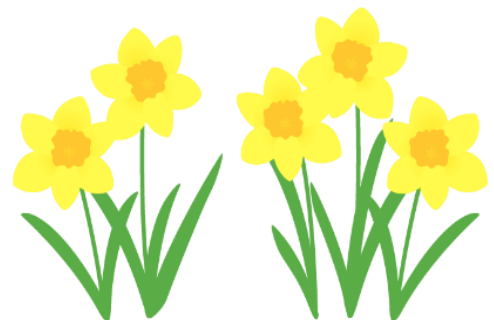
構成員：介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、孤独・孤立対策、自殺対策分野の地域づくり事業担当者等

開催頻度：3ヶ月に1回

3. 重層的支援体制整備事業担当者合同会議

構成員：介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、孤独・孤立対策、自殺対策分野の担当者等

開催頻度：年2回



Ⅷ 評価

重層的支援体制整備事業の目標と評価指標を次のとおり設定し、重層的支援体制整備事業担当者会議において報告し、事業全体の進捗状況等について協議します。

1. 包括的相談支援事業

基本方針：世代や属性を問わず断らない相談支援体制の構築

事業目標：単独の機関のみでは対応が難しい相談に、支援関係機関が連携して支援する件数（割合）の増加

（単位：件、回）

指標	7年度 (移行準備)	8年度 (目標値)
各分野における包括的相談件数 (介護、障害、子ども・子育て、困窮、ひきこもり等、ふくし総合相談)	体制整備	実数把握
多機関協働事業相談受付件数/支援会議開催数	5/9	10/20
多機関協働事業における事例検討件数	41	50
重層的支援会議の開催回数	—	3
相談窓口の整備(新設置)	—	1 おひさま

2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

基本方針：支援が必要な人に支援を届けるための体制の構築

事業目標：支援が必要な世帯の情報を収集し、関係機関と連携しながら訪問等により対象者や対象世帯との関係性構築と支援につなげる事例の増加

（単位：件）

指標	7年度 (移行準備)	8年度 (目標値)
地域からの情報等による支援対象者の把握件数 (相談受付件数)	—	体制整備
新規プラン作成件数	—	3

3. 参加支援事業

基本方針：支援が必要な人に参加支援の場を提供するための体制の構築

事業目標：①集いの場や居場所、就労体験の場など地域の社会資源の把握

②参加支援の場の提供等の協力者となる関係機関の増加

③「出口支援」につながる新たな活躍の場や就労体験の場の創設

(単位：件)

指標	7年度 (移行準備)	8年度 (目標値)
参加支援のプラン作成件数	－	3

4. 地域づくり事業

基本方針：世代や属性に関わらず、地域住民を対象として多様な地域活動が生まれやすい環境の整備

事業目標：活動拠点数・支援回数等の増加

(単位：地域、回、人)

指標	7年度 (移行準備)	8年度 (目標値)
地域住民交流の拠点の整備 (介護、障害、子ども・子育て、困窮、ひきこもり支援等)	1 ①おいで家 ②みんなの居場所	1 みんなの居場所
地域活動支援回数【包括】	36	40
ネットワーク会議開催数(生活支援体制整備事業等)	23	25
地域住民との連携(各種ボランティア・居場所会議等)	8	10
地域活動支援センター利用者数	3	10
地域子育て支援拠点 ・子育て「にこにこひろば」開所日数 ・おやココ開催数	286 18	285 20
住民向け研修会の開催	1	1

東吾妻町町重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月発行

発行：東吾妻町

〒 377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地

TEL 0279-68-2111 (代)

FAX 0279-76-4525

編集：保健福祉課
